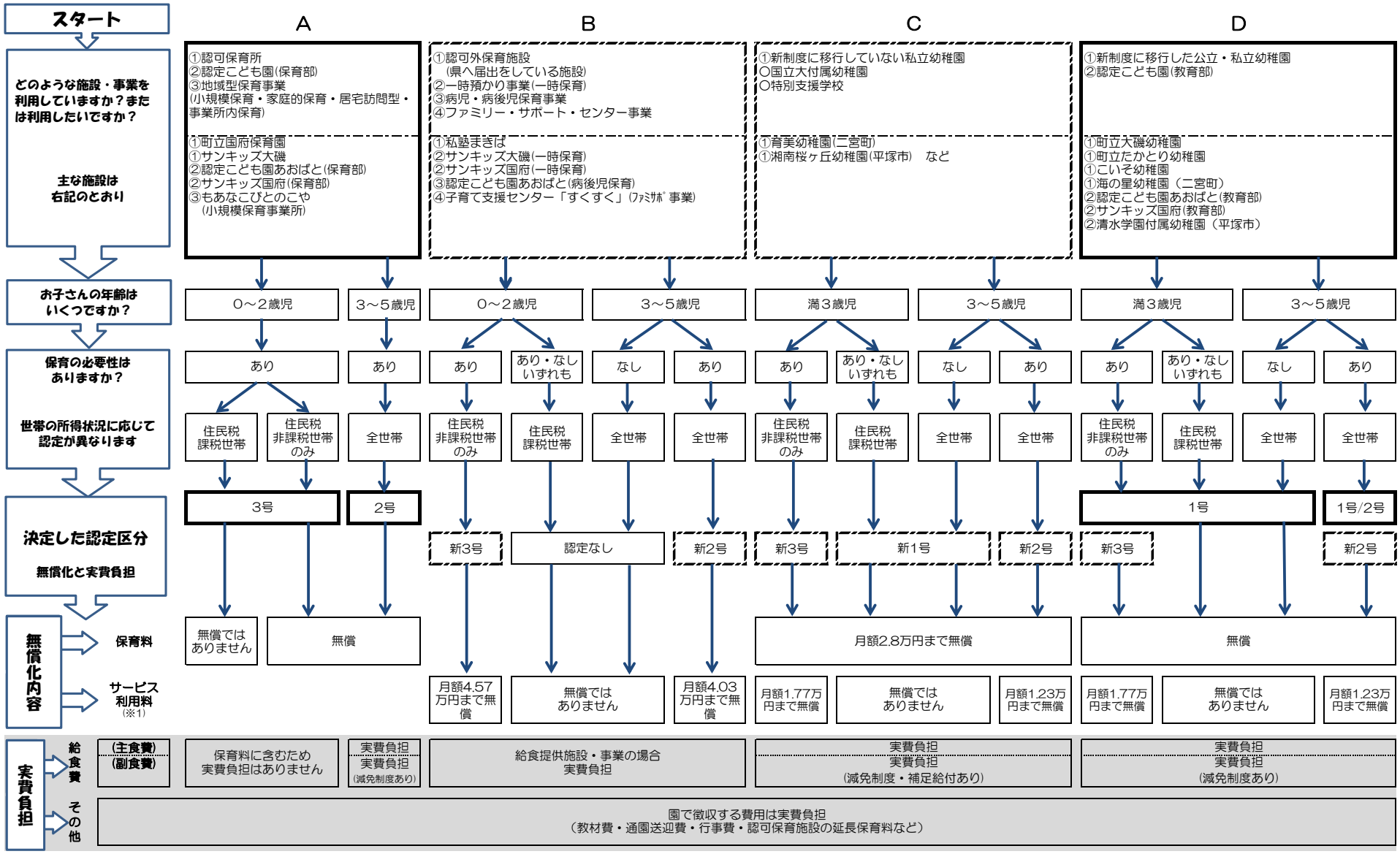
幼児教育・保育の無償化

無償化の対象は、お子さんの年齢・世帯の所得状況・利用施設やサービス等により異なります。
利用(希望)施設・事業などから、お子さんが無償化の対象となるか、以下のフロー図を使って、確認ください。



1・2・3号認定　子ども・子育て支援法第19条第1項第1号・2号・3号に規定する子どもに認定する。認定子どもが利用した施設に対し、町は「子どものための教育・保育給付」を行う。

新1・2・3号認定　子ども・子育て支援法第30条の4第1号・2号・3号に規定する子どもに認定する。認定子どもが利用した施設・保護者に対し、町は「子育てのための施設等利用給付」を行う。

※1　預かり保育料・一時保育利用料・認可外保育施設利用料・病後児保育利用料・ファミサポ事業利用料など

※企業主導型保育事業、障害児通園施設については省略しています。